

# 相続法改正

## —相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について

弁護士 茶木 真理子

### 第1 はじめに

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号、以下「改正法」という。)が平成30年7月6日に成立し、同月13日に公布された。民法のうち相続法制については、これまで30年以上にわたり実質的な見直しがされていなかったところ、今回の改正法により大幅な改正が行われることになった。その概要については、要綱案の段階ではあったが、前号で、配偶者の居住権を保護するための方策と遺産分割に関する見直し等について取り上げた。本号では、改正点のうち、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について取り上げることとしたい。

### 第2 現行法における寄与分制度

1 被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした相続人については、相続人間の公平を図るべく、寄与分が認められる(民法904条の2)。

現行法下では、寄与分を受ける資格は、相続人に限定されている。よって、相続人以外の者による寄与がある場合、例えば、相続人の妻が被相続人の療養看護に努め、被相続人の財産の維持又は増加に寄与した場合でも、相続人ではないという形式的な理由で相続財産の分配にあずかれないこととなる。しかし、それでは何ら貢献がなかった相続人との間で公平性を欠く。また、被相続人との関係が近ければ近いほど、有償契約の締結等の生前の対応が困難である。

2 そこで、被相続人の相続にあたって相続人以外の者の寄与を何らかの形で評価する必要があるところ、そのための法律構成として、相続人以外の者の寄与を、相続人の履行補助者による寄与と評価して、相続人の寄与に含める形で評価する方法により解決が図られてきた。相続人以外の者の寄与を相続人の履行補助者の寄与と評価できる例としては、相続人の長男が、相続人と共に被相続人の家業に無報酬で従事し、財産の維持形成に特別な貢献をしたような場合、会社員である相続人に代わって、その配

偶者が家業である農業に無報酬で従事し、財産の維持形成に特別な貢献をしたような場合、単身赴任の相続人に代わってその配偶者や子が交代で重度の認知症となった被相続人の介護を不眠不休に近い状態で行い、財産を維持(財産の減少を防止)した場合等が考えられる<sup>1</sup>。裁判例でも、相続人以外の者の寄与を相続人の寄与に含めて評価したものとして、東京高決平成22年9月13日家月63巻6号82頁、横浜家審平成6年7月27日家月47巻8号72頁、東京高決平成元年12月28日家月42巻8号45頁などがある。

### 第3 改正法の規律について

1 上記のとおり、相続人以外の者に特別の寄与があった場合に、現行法下でも、これが評価される道は残されているが、いかなる場合に認められるのかは、ある程度は類型化できるものの、最終的には裁判所の判断に委ねられることになる。また、例えば、推定相続人である夫が被相続人よりも先に死亡し、代襲相続人もいないというような場合には、妻にいくら寄与行為があってもこれを考慮することができないこととなるが、このような結論については公平に反するのではないかとの指摘が従前からなされていた。

2 かかる指摘を受けて、改正法では、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として新たな規律(改正法1050条)が設けられることとなった。

(1) すなわち、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者及び相続欠格又は廃除によって相続権を失った者を除く。以下「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下「特別寄与料」という。)の支払を請求することができることとなった(改正法1050条1項)。

寄与行為の態様については、無償の労務提供に限定されている。これは、相続をめぐる紛争がより一層複雑化、長期化することを避けるため、また、現行の寄与分制度が定める寄与行為の類型の中でも、特に被相続人の療養看護や被相続人の事業を無償で手伝った場合など、無償で労務の提供がされた類型については、相続人でないという形式的な理由で相続財産の分配にあずかれないことに対する不公平感が強いとの指摘があること等を

踏まえたものとされている<sup>2</sup>。なお、本条によっても、特別寄与者には相続人に対する金銭請求が認められるだけであり、遺産分割協議に特別寄与者が参加できるものではない。

(2) 特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる(改正法1050条2項)。家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める(改正法1050条3項)。相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に当該相続人の法定相続分又は指定相続分を乗じた額を負担する(改正法1050条5項)。

(3) ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、特別寄与料の支払請求はできなくなる(改正法1050条2項)。

このように、比較的短期の除斥期間が設けられることになったのは、無償で労務提供を行っている特別寄与者は、被相続人との関係性等から、比較的容易に被相続人の死亡の事実を知ることができる一方で、早期に法律関係を確定させる必要性を踏まえてのものである。

3 そして、民法にこのような新たな規律が設けられることに伴って、家事事件手続法も改正される。

特別の寄与に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所が管轄裁判所となる(改正法216条の2)。寄与分の審判事件については、家事事件手続法191条2項により、遺産分割審判事件が係属している裁判所で併合審理されることになっているが、特別の寄与に関する審判事件については同様の規定は設けられなかった。また、あわせて、審判に対する即時抗告(改正法216条の4)や保全処分(改正法216条の5)の規定も設けられた。

4 なお、改正法の施行日については、現時点では未定であるが、原則として、公布の日から1年以内に施行されることとされている。

1 片岡武/菅野真一編著『第3版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』306頁(日本加除出版、平29)

2 「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案の補足説明」(法務省民事局参事官室、平成28年7月)85頁、<http://www.moj.go.jp/content/001198631.pdf>